

## ○ 鈴鹿工業高等専門学校受託試験取扱規則

令和元年10月11日  
規則第114号  
最終改正令和8年2月4日

### 鈴鹿工業高等専門学校受託試験取扱規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構受託試験取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第48号。以下「機構規則」という。）に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）における学内外からの依頼に応じて行う試験、分析、鑑定等（以下「受託試験」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

#### (受託試験基準)

第2条 受託試験は、教育研究上有意義であり、かつ、本校の教育研究に支障を生じるおそれがないと認められる場合に限り受託することができるものとする。

2 前項の受託試験は、本校が管理する機器等を用いて行う試験（本校教職員による依頼測定、及び本校の技術指導の下で受託試験を依頼する者が自ら操作を行うものを含む。）とする。

#### (受託試験手続)

第3条 受託試験を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、あらかじめ別紙様式第1の申込書を本校契約担当事務部長に提出し、その承認を得なければならない。

#### (受託試験料)

第4条 受託試験料は、別表第1及び別表第2に定める額とする。

2 別表第1及び別表第2に掲げる受託試験について、異なる額の料金を定めようとするとき及び別表第1及び別表第2に掲げる受託試験以外の試験について料金を定めようとするときは、本校契約担当事務部長へ別紙様式第2により申請し、本校校長の承認を得るものとする。

#### (受託試験料の納付時期及び方法)

第5条 第3条の承認を得た依頼者は、前条の受託試験料を法令等又は契約に定めのある場合を除き、原則、試験開始の前に納付するものとし、納付の方法は、銀行振込みによるものとする。ただし、申請者が国、地方公共団体その他校長が特に認める者である場合は、本校が発行する請求書に定める期日までに納付することができる。

2 一旦納付された料金は、利用者の責めによらない場合以外は返還しない。

#### (依頼者の立ち合い及び操作)

第6条 依頼者は、申請に基づき校長が認めた場合に、測定に立ち会うことができる。

2 依頼者のうち、本校が行う機器の利用に関する講習を受講した者又は必要な技術を有していると校長が認めた者は、申請に基づき利用者自らが機器を操作することができる。

(成果の公表)

第7条 依頼者が受託試験で得られたデータの公表や本校の名称を使用する場合には、あらかじめ校長の許可を得なければならない。

(秘密保持)

第8条 本校および依頼者は、受託試験の過程で知り得た双方の情報について、相手方の書面による同意なしに公開してはならない。

2 必要に応じ、別途秘密保持契約書等を締結する。

(免責)

第9条 受託試験により依頼者に生じた損害については、本校は一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第10条 依頼者の責により受託試験を実施するための設備等を滅失又は毀損したときは、依頼者はその損害を賠償しなければならない。

(全国高専共同利用マテリアル分析センターの特例)

第11条 全国高専共同利用マテリアル分析センターにおける受託試験の取扱いについては、この規則に定めるもののほか、同センター利用要項の定めるところによる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、受託試験の取扱いに関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、令和元年10月11日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年7月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別紙様式第 1

受託試験申込書

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校契約担当役事務部長 殿

依頼者 住所  
氏名

下記のとおり試験をお願いいたします。

記

- 1 . 委託しようとする試験名
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 . 試験の数量、規格等
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 . 試験結果証明書（報告書）の必要の有無
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 . 実施場所

受託試験追加申請書

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校契約担当役事務部長殿

教職員 役職  
氏名

下記のとおり、鈴鹿工業高等専門学校受託試験取扱規則第4条 第2項により申請します。

記

- 1 . 別表に追加しようとする受託試験名
- 2 . 受託試験の単位、受託試験に使用する研究設備等
- 3 . 受託試験実施場所
- 4 . その他追記事項

別表第1（第4条関係）

受託試験料表1

番号	受託試験名	受託試験料（単位：円／半日）			
		高専機構内	学外教育 研究機関	中小企業	大企業
1	FIB加工観察試験（FIB-SEM NX5000）	4,000	6,000	20,000	40,000
2	FIB加工観察試験（FIB-SEM NB5000）	4,000	6,000	20,000	40,000
3	透過型電子顕微鏡観察試験（TEM JEM-2100Plus/HR）	4,000	6,000	20,000	40,000
4	透過型電子顕微鏡観察試験（TEM H-9000NAR）	4,000	6,000	20,000	40,000
5	走査型電子顕微鏡観察試験（FE-SEM SU8230）	3,000	5,000	15,000	30,000
6	蛍光X線分析（XRF ZSX PrimusIV）	3,000	5,000	15,000	30,000
7	走査型電子顕微鏡観察試験（FE-SEM S-4300）	2,000	3,000	10,000	20,000
8	X線回折試験（XRD SmartLab-ns）	2,000	3,000	10,000	20,000
9	微小部位構造解析試験 （FT-IR IRT-7200&FT/IR-6X NRS-4500）	4,000	6,000	20,000	40,000
10	赤外分光分析試験（FT-IR FT/IR-4200）	2,000	3,000	10,000	20,000
11	顕微ラマン分光光度試験（NRS-3100）	2,000	3,000	10,000	20,000
12	顕微ラマン分光分析試験（LabRAM HR Evolution）	2,000	3,000	10,000	20,000
13	紫外可視分光光度試験（UV-Vis UV-1800）	2,000	3,000	10,000	20,000
14	卓上型高分解能観察試験（ミニSEM TM4000）	2,000	3,000	10,000	20,000
15	超薄切片加工試験（マイクローム EM UC7）	2,000	3,000	10,000	20,000
16	※1 ICP発光分光試験（SPECTRO ARCOS）	2,000	3,000	10,000	20,000

注1 ※利用者の区分にかかわらず、Arガス1本（7m<sup>3</sup>）／日代に相当する額を別途徴収する。

備考

1（間接経費）

別表第1の「高専機構内」から「大企業」までの欄に掲げる金額は、間接経費（本校の管理運営等に要する経費）を含む額とする。

2（消費税等）

別表第1の金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。学外依頼者は、別表の金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して納付しなければならない。

3（利用単位）

受託試験料は、「半日」を単位とする。「半日」とは、午前（9:00～13:00）または午後（13:00～17:00）の利用枠をいう。なお、依頼者の求めに応じ、半日単位を基準として利用回数を定めて申請することができる。料金は予約した単位に基づき請求する。

4（会員減免）

依頼者が鈴鹿高専テクノプラザ会員企業である場合は、別表第1の「中小企業」または「大企業」に係る受託試験料から20%を減額する。

5（企業の定義）

「中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいい、「大企業」とはそれ以外の事業者をいう。

6（消耗品費の取扱い）

受託試験の実施に伴い必要となる消耗品等の費用（以下「消耗品費」という。）の取扱いは、別表の「受託試験名」欄等に特段の定めがある場合を除き、以下のとおりとする。

(1) 学外利用者（一般企業及びテクノプラザ会員企業）：受託試験料を含む。

(2) 学外利用者（教育研究機関等）及び機構内利用者：受託試験料とは別に、機器管理者が別途、申請時点で必要となる額を定め、依頼者は受託試験料とともに納付するものとする。

## 別表第2（第4条関係）

## 受託試験料表2

番号	受託試験名	受託試験料（単位：円／半日）			
		高専機構内	学外 研究機関	中小企業	大企業
1	三次元計測(3D スキャナ EinScan-Pro)	4,000	6,000	20,000	40,000
2	走査型プローブ顕微鏡観察試験(SPM-9700)	4,000	6,000	20,000	40,000
3	疲労強度測定試験(EHF-LV010 k 2-A04)	2,000	3,000	10,000	20,000
4	太陽電池評価試験(分光計器 OTENTO-SUN II)	2,000	3,000	10,000	20,000
5	デジタルマイクロスコープ観察試験	2,000	3,000	10,000	20,000
6	落球衝撃試験	2,000	3,000	10,000	20,000
7	※1 ガス吸着量測定試験（BELSORP MAX II）	2,000	3,000	10,000	20,000
8	紫外-可視-近赤外吸収分光分析試験（V-670）	2,000	3,000	10,000	20,000
9	熱重量示差熱測定試験 (熱重量示差熱測定装置 hermoPlus2)	2,000	3,000	10,000	20,000
10	示差走査熱量測定試験 (示差走査熱量測定装置 ThermoPlusEVOII-ns)	2,000	3,000	10,000	20,000
11	熱膨張量測定試験(熱膨張量測定装置 KD-5)	2,000	3,000	10,000	20,000
12	レーザー顕微鏡観察試験（OLS-4000）	2,000	3,000	10,000	20,000
13	音響振動解析	2,000	3,000	10,000	20,000
14	ロックウェル硬さ試験	3,000	5,000	15,000	30,000
15	反発式ポータブル硬度試験	3,000	5,000	15,000	30,000
16	ビッカース硬さ試験（HM-220D）	2,000	3,000	10,000	20,000
17	核磁気共鳴分析試験（ECZL400G 400Hz）	2,000	3,000	10,000	20,000
18	全有機体炭素分析試験（TOC-VCSH）	4,000	6,000	20,000	40,000
29	飛行時間形質量分析試験（JMS-S3000）	3,000	5,000	15,000	30,000
20	(大気中)走査型プローブ顕微鏡観察試験(SPM-9700FM)	4,000	6,000	20,000	40,000
21	ガスクロマトグラフィー質量分析試験(GC-2030)	4,000	6,000	20,000	40,000
22	原子吸光分析試験（AA-6300）	3,000	5,000	15,000	30,000
23	接触角測定試験（DMo-501）	3,000	5,000	15,000	30,000
24	共焦点レーザー走査型顕微鏡試験(LSM980)	2,000	3,000	10,000	20,000
25	電気化学測定試験	4,000	6,000	20,000	40,000

注1 ※利用者の区分にかかわらず、液体窒素 5L／日代に相当する額を別途徴収する。

## 備考

## 1（間接経費）

別表第2の「高専機構内」から「大企業」までの欄に掲げる金額（受託試験料）は、間接経費（本校の管理運営等に要する経費）を含む額とする。

## 2（消費税等）

別表第2の金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。学外依頼者は、別表の金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算して納付しなければならない。

## 3（利用単位）

受託試験料は、「半日」を単位とする。「半日」とは、午前（9:00～13:00）または午後（13:00～17:00）の利用枠をいう。料金は予約した単位に基づき請求する。

4（会員減免）

依頼者が鈴鹿高専テクノプラザ会員企業である場合は、別表第2の「中小企業」または「大企業」に係る受託試験料から20%を減額する。

5（企業の定義）

「中小企業」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいい、「大企業」とはそれ以外の事業者をいう。

6（消耗品費の取扱い）

受託試験の実施に伴い必要となる消耗品等の費用（以下「消耗品費」という。）の取扱いは、別表の「受託試験名」欄等に特段の定めがある場合を除き、以下のとおりとする。

(1) 学外利用者（一般企業及びテクノプラザ会員企業）：受託試験料に含む。

(2) 学外利用者（教育研究機関等）及び機構内利用者：受託試験料とは別に、機器管理者が別途、申請時点で必要となる額を定め、依頼者は受託試験料とともに納付するものとする。